



Title	農業の近代化をめぐる土地担保金融の問題
Author(s)	飯島, 源次郎; IIZIMA, G.
Citation	法經會論叢, 12, 123-129
Issue Date	1952-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10734
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_p123-129.pdf



農業の近代化をめぐる土地擔保金融の問題

飯 島 源 次 郎

目 次

- 一、緒 言
- 二、農業近代化の意義及び條件
- 三、農地改革と農業近代化

一、緒 言

最近の農家経済逼迫に伴う資金需要の急激なる増大と、所謂「ドッジ原則」に基く均衡予算編成に伴う農業に対する財政投資の著しい縮減とは、農村不況を益々深刻化すると共に農業金融の必要度をより一層高めつゝある事は言を俟たない所である。

而して、農家の資金需要に対する農業金融の果す役割が現在に於て充分なものと言ひ得ない事は、戦後、農地改革に依つて自作農化が急激に進行したにも拘らず負債のために農地を手離した農家戸数の激増に依つても明らかである。即ち、農地を手離した農家戸数は推計三八、四三三戸に達し、耕地面積にして約七、六〇六町歩に及んでいる。これを経営規模別にみると小経営、普通経営、不完全農家の順となつており、自作作別には農地改革後の新

農業の近代化をめぐる土地擔保金融の問題

- 四、土地擔保金融と農業近代化
- 五、結 語

自作農、以前からの自作農、旧地主、自作作農の順で、地区別には東北地方の普通経営、薪自作農、近畿地方の旧地主及び不完全農家の順序となつている。(註一)

以上を綜括的に考察すると普通経営、薪自作農に多い事を知り得るが、この事は最早小経営、不完全農家の問題に止まらず日本農業の拡大再生産は言うに及ばず單純再生産資金としての自作農維持資金の需要すらも、現在の農業金融の機構と機能をもつてしてはこれを充足し得ない事を端的に表現しているものと言える。

殊に我が国の農業がペイされない小経営を基盤とする關係から農業金融も消費金融的色彩を強く帯び、表面的には生計資金としての短期資金を多く需要しているが如き様相を呈しているが、営農資金の不足について見られるように、本質的には農業生産力発展のための長期低利の営農資金を要望しているにも拘らず、その

金融措置の不充分な現段階に於ては、短期営農資金としての農業手形に多く依存する結果となつており、その農業手形借入も大部分が肥料である事は根本的な生産力発展の資金とはなり得ないのである。

従つて農家は長期営農資金を、戦前長期資金調達金融的手段として極めて重要な意味をもつた土地担保金融に求めんとするものであり、農地改革に依る農地の抵当又は譲渡に対する制限が農地の担保物件としての機能を著しく制限した結果、土地担保金融は今まで事実上殆んど不可能とされていたにも拘らず、其後の社会情勢の変化に依つて既に兵庫県信連では単位農業協同組合を通じ自作農創設維持資金の名目で昭和二五年度下半期には三、五〇〇万円を七六〇人の農民に融資し、二六年度は七、五〇〇万円を融資額としており、実質的には農地担保金融の途を講じている。(註二)

このように土地担保金融が農民の要請に依じて再興されつゝあるという事は、農業金融の再建整備乃至は確立のために將亦、農業の根本的解決のためにも再検討されなければならない問題であると考へる。

この意味で、土地担保金融の問題を農業の近代化との関聯に於て考察して見たいと思ふのである。

註(一) 昭和二六年一〇月一日付金融通信に依る。

註(二) 前掲の金融通信に依る。

尚貸付期間は二五年度分は一〇ヶ年、二六年度分は五ヶ年であり、貸付金額は反當二五年度五、〇〇〇圓、

七〇、〇〇〇圓、二六年度は五、〇〇〇圓、五〇、〇〇〇圓で貸付金利は年九分となつてゐる。但し縣で二分五厘を負擔する故に組合員は質賃年六分五厘の金利負擔となる。

二、農業近代化の意義及び条件

そのためには先づ、農業近代化の意義を明らかにしなければならぬ。

所謂農業の近代化とは、歴史的には発展する社会経済に対する農業のよりよい競合であり、理論的には sein より sollen への移行を意味するものであつて、農業の歴史的段階を無視してこれを論ずる事は出来ないであらう。

然らば具体的には如何なる事であらうか。平野義太郎氏は「農村の近代化は農業の科学化を前提とし、かつ土地改革の徹底化を前提とする。しかもそれを貫く社会的基盤は、農村に於ける真の多数者である貧・中農の利益を促進することであり、目標は勤勞農民の小商品生産者経営の自由な発展を伸ばし、生産の協同化によつて農業技術を改良し、生産力を高めることである」と述べている。(註三)

即ち、これを要約するならば、農村の近代化は農業の近代化を前提とするものであり、農業の近代化とは農業の生産力を高めることであると言ひ得る。

又、井上晴丸氏は農業近代化の基本的方向として、勞働生産力向上のための機械化、大経営の小経営に対する有利性としての好

適規模の上昇（富農経営発展の基本線）、農業の技術革命等を挙げているが、（註例）これらも根本的には農業生産力を向上せしめるための手段に外ならず、一応具体的には、機械化、技術の改善等を通して農業の科学化を促進し、以て農業生産力を高める事が農業を近代化する所以であると言ひ得よう。

併し、こゝで問題とされなければならないのは農業の近代化の手段に先行する理論的条件である。換言すれば、農業生産力発展のための理論的条件であり、過去に於て農業生産力の発展を阻害していた乃至は現在阻害している社会経済的諸条件が問題となるのである。

更に、農業の近代化を経済学的に解する時は農業の資本主義化ということであり、商業的農業の発展過程は封建的農業の近代化の過程であると考へられる。従つてこの問題は商業的農業の問題として把握され、農業の機械化や技術の改善等は近代化の一つの指標ではあるが本質的なものではないのである。

従来、小農維持政策を通じて日本の資本主義発展の基底とされて来た過小農制が一般に農産物の商品化率を低からしめ、日本農業の商業的発展を阻害して来た事は周知の事実であり、近代化も過小農制と密接な関係を有するのであるが、その理論的条件とは何であらうか。

これについて石渡貞雄氏は、基本的条件として近代的土地所有を、又、複次的条件としては租税公課の低減及び農産物価格形成の合理化を挙げておられる。（註例）

これを別言すれば、生産関係に於ける土地所有の近代化と、流

通過程に於ける租税公課の低減と農産物価格形成の合理化によつてのみ農業の拡大再生産が可能とされ、これが即ち農業を近代化することである。

又、小池基之氏は、「日本の農業経営の、そしてまた農民の階層的区分には一般に地主・自作・自小作・小作という規準がとられているが、このような規準が同時に農業経営の内容をあらわし、農民の社会的位置を規定している」ということは、土地所有が農業生産の条件として極めて大きな役割をもつていることをものがたるものに外ならない」と述べている。（註例）

この事は、生産条件としての土地所有の封建性を生産関係に多分に内在することを意味し、これが農業の近代化を阻害して来た最大の条件であるとすれば、農業近代化の理論的条件は、他の複次的条件を一応捨象して考えると、基本的には土地所有の近代化に外ならない。

註例 平野義太郎著 農村近代化への道 序文四―五頁昭和

註例 二四年

註例 井上晴丸著 農業問題入門 九七―一四頁 第六章

註例 農業近代化の基本線 参照 昭和二三年

註例 昭和二年農業問題 第二號掲載

註例 石渡貞雄氏「農業近代化の理論的条件」参照

註例 昭和二三年 新日本資本主義論争Ⅱ 農業理論編掲載

小池基之氏「日本農業の近代化のために」二〇―一頁

六―八行

三、農地改革と農業近代化

然るに、戦後の農地改革は我が国の土地所有形態に一大変革をもたらししたが、これが果して土地所有の近代化を完全に実現したと見るか否かは農地改革を不徹底と見るか行過ぎと見るかに依つて異なるとしても、封建的土地所有に代る農民的土地所有は、程度の差こそあれ、土地所有の近代化を実現した事は否めない事実であろう。

然し、其後の農業をとりまく社会経済的諸条件の悪化が新自作農の農地荒廃しや農民層の分解過程を通じて土地所有の近代化を阻害し、農業生産力発展の機能を著しく減退せしめている事も亦事実である。

そこで農地改革が一面に於ては、インフレ進行過程に於ける小作料据置き措置によつて小作農の負担を軽減し、又、公定地価による自作農創設によつて土地所有の近代化を促進した意味では、農業生産力発展の基礎を確立する一要因となつたが、反面に於ては農地の抵当及び譲渡制限が長期資金調達金融の手段たる土地担保金融の機能を制限した意味で農村不況の消極的要因となり、農業生産力発展を停滞せしめる一因となつていると言える。

こゝで考えられなければならないのは、農地改革によつてもたらされた農業近代化の条件としての土地所有近代化の体制が、同じく農業近代化のための生産力発展の資金調達としての土地担保金融の復活によつて如何なる影響を受け、且つ、如何なる相互作用を有するものであるかという事である。換言すれば土地担保金

融の復活は本質的に農業近代化を推進するものであるか、それとも逆に阻害はしないかと言う事である。

四、土地担保金融と農業近代化

嘗て土地担保金融はそれが営農資金であると生計資金であるとを問わず、単に農家の資金調達の一手段としては重要な意義と役割を有していたとしても、従来の土地担保金融の多くは大中地主に限られて耕作農民のそれは少く、又、あつたとしても多くは土地所有、土地購入の目的のものでそれ以外の長期農業投資の目的に依るものが少かつたと言う意味で、農業近代化の要請としての経営資本の蓄積に対する役割は微々たるものであつたし、仮令資本の蓄積が行はれたとしても農業の低収益性はその剰余価値部分を農業外に投下せしめるような傾向を助長して来たのである。

即ち、過去に於ける土地購入資金の多くは、農業経営のための土地への投資というよりはむしろ地代収入を条件とする土地への投資であつた事は、高率の物納小作料、別言すれば半封建的地代（註⑥）に基づく土地収益と零細経営に基づく低収益との対立、即ち、土地収益の経営収益への優越に起因する日本農業の歴史的必要の結果であつたのである。この事が亦土地担保金融をして農業金融の中心たらしめ、他方に於ては、所有と経営の分離を促進する結果となつた事は零細農、小農の没落過程乃至は土地の集中分散の過程を通じて認められる所である。

従つて土地担保金融は、農業の発展の表示であつたと共に日本

資本主義の収奪に依る貧困の表示でもあつたと言へよう。

然るに農地改革は、自作農創設の過程を通じて土地所有と農業経営の結合をもたらし、更に小作料の統制を通じて土地収益の経営収益への優越を逆転せしめて農業に対する資本蓄積の一応の基礎を与えたと言えらるが、農業をとりまく客観条件の悪化は、今日自作農創設維持すらも困難ならしめている事は前述の通りである。

これが打開策として、現在の農業金融の不足を土地担保金融に委ねるとしても単純再生産の維持資金の調達に過ぎず、*betel* *than nothing* であつても必ずしも農業生産力の発展と農業所得の向上をもたらすことになるとは限らず、徒らに農家の負債を増大せしめる。殊にこれが系統金融機関乃至はそれに代るべき金融機関によつて完全に代行されない限り、むしろ逆に、昔ての商業資本或は高利貸資本のようなものに対して農民支配の途を開く結果となり、遂には農民的土地所有体制をも崩壊せしめる事にならなるとも限らないであろう。即ち、土地担保金融は一面に於て農家の資金需要を一時的に充足せしめ、或る意味では投資の拡充を意味するものであつても、家計と経営の分離してない小経営を基盤とする日本農業に於ては農業金融が消費金融であると同様、土地担保金融も決して生産金融の目的を達し得るとは考えられないのであつて、農業生産力発展の積極的要因ともなり得ないのであり、現段階に於ける土地担保金融は時期尚早の感なしとしないのである。

併し、川野重任氏は、土地担保金融制度の制限は農民層を制度

農業の近代化をめぐる土地擔保金融の問題

的に一種の準禁治産者扱いする事によつて其の維持存続をはかろうとするもので、それは経済政策と言うよりむしろ本質的に社会政策と呼べるべきものであり、積極的に新たな生産秩序をつくり出し生産力を高めるといふ点では無力である事を、徳川時代の土地の永代売買禁止が事実上盾入れその他の形で破られざるを得なかつた事を例に挙げて指摘し、その所有権乃至収益権の移動はそれが法的制限を受けているだけに然らざる場合と比べ売手たる農民にとつて一層不利な条件の下に行わざるを得ず、實際上経済的マイナスとなる部面も少くないと述べている。(註六)

以上の事柄は制限に対する反対の論拠ではあり得ても、決してその肯定の論拠とはなり得ないもので、問題は土地信用の生産的機能であり、資本としての機能であるが、現在に於ける農業の客観条件の下では遺憾乍ら充分とは申されない。

氏は更に、農業生産力の伸長、発展なくして農民的土地所有の維持も農民の地位の安定もあり得ないとすれば、対策の焦点は現状維持よりもむしろ積極的に資金調達の自由の拡充に置かるべきではないかと言はれるが、(註七)若しも土地担保金融によつて自由な資金調達の途を農民に与へるならば、農家負債の過重を結果し、それが土地を担保とする限りに於て償還不能の場合には土地を手離さざるを得ない結果となつて農業近代化の基礎は崩れるのである。

註(六)

これに關しては多くの異論のある所であるが、封建地代を規定するのは①高率性 ②物納制であるとしても、日本資本主義が農産物の商品化を通じて至めら

れながらも農業に於て進行していた關係上、わが國の高率納小作料をそのまゝ封建地代とすることは適切でなく、さりとて純粹に資本家的法則に従はない點で前資本主義的である意味から、半封建的地代と呼べるべきである。

尙、これに關しては、櫛田民藏全集第三卷三二七—三九一頁「わが國小作料の特質について」「小作料の地代範疇について」參照

註(外) 農林金融 Vol. 3 No. 6 掲載 川野重任論說・「土地擔保金融の諸問題」參照

五、結 語

以上の考察に依つて土地擔保金融は、資金調達の手段たり得ても、現段階に於ては農業近代化を阻害するような条件として作用し、根本的に農業問題を解決する所以ではない事を知り得るのである。

然らば根本的解決とは何か。それは農産物価格形成の合理化であり、価格政策による農家経済の安定が先決であり、合はせて系統金融機關による長期低利資金の融資によつて拡大再生産のための条件としての農業の自然的諸条件の改善を図る事である。

根本的解決がなされない限り貨幣資本の貸借としての土地金融資本は農業の生産若しくは流通過程に投ぜられても剰余価値を生産する価値としての資本たる機能を果し得ず、資本利子の支払が生活水準の切下げ等に依存する結果となつて近代金融とは申さ

れず、それは又金融問題の解決ともならないのである。従つて土地擔保金融を農業近代化との関聯に於て考察する限り、日本農業が近代的金融の成立を許す客觀条件がもたらされて始めて実施されるべきであり、それ以前の段階に於ては農業近代化のためのみならず農業金融の本質からも制限されるべき問題ではなからうか。

併しこのような措置は資本主義の論理に反するものであるとしても、日本農業の後進性が歪められた日本資本主義の発展に由来するものであるならば、農業保護政策は或る程度是認せらるべきであらう。但し注意されなければならないのは、日本資本主義の基底としての小農維持政策によつて保護された過小農制が現在日本農業の近代化を妨げている条件となつてゐることである。

然らば土地擔保に代るに何をもつて信用の基礎となすべきであるか。今日、所謂農業金融機關として決定的な重要性を有している組合金融は現在、対人信用たる無担保貸付に於ても人的信用と物的信用の評点割合は夫々五〇％位であつて対物信用の重要性を見逃し得ないのである。勿論有担保貸付は経営収益を物的信用の基礎としている事は当然であるとしても、少くとも無担保貸付に於ては連帯保証責任制度を基礎とした完全なる対人信用に俟つべきであると考へる。

更に農業金融の機構及び機能の改善拡充の必要な事は論を俟たないが、農地改革後の農業の課題は、農業近代化の理論的条件である土地所有の近代化、即ち、農民的土地所有の維持確立の下に如何にして農業近代化を図るかにあり、その意味での農業金融も土

地担保金融を含めてこゝに自ら方向づけられなければならない問題であらう。
(一九五一・一一・五)

主要参考文献(註以外のもの)

- (1) 小池基之「農業金融の諸問題」農林金融 Vol. 3 No. 1
- (2) 大内力「農業問題」
- (3) 大内力「農業金融とは何か」農林金融 Vol. 3 No. 8
- (4) 須永重光「農業の近代化に關する考察」農業經濟第一七卷・第二號

法經會會員氏名

名譽會員

高岡熊雄
會員(ABC順)

旗手 勲	早川 三代 治	林 善 茂	池田 善 長	伊藤 俊 夫	井上 泰 男	和泉 庫 四 郎	飯島 源 次 郎	岩 元 典 一	川 村 琢 一	小林 巳 智 次	駒 沢 欣 一	工 藤 元	金 田 弘 夫	京 野 禎 一	松 田 武 雄	南 鉄 藏	桃 野 作 次 郎		
岡 村 精 次	西 田 昭 三	根 岸 勉 治	中 島 九 郎	奥 田 榮 一	大 爺 柴 一	大 崎 惠 治	佐 藤 昌 彦	鹿 討 豐 雄	佐々木 惣 二 郎	高 倉 新 一 郎	高 嶋 正 彦	土 屋 四 郎	上 原 轍 三 郎	若 木 禮	和 田 英 夫	和 田 純	渡 田 禎 純	矢 島 武 敏	山 本 敏